

函館食品衛生協会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館食品衛生協会運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、函館食品衛生協会（以下「協会」という。）に対し、補助金を交付することにより、協会の円滑な運営を促進し、食事故の防止および食品衛生の向上を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、協会の運営に係る経費であつて、公益社団法人 北海道食品衛生協会の補助対象経費を除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、指導費および啓発費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。